

- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日時 令和4年10月21日(金)
午後1時30分から午後2時26分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 15名
- 5 欠席議員 なし
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 7 会長あいさつ
- 8 報告事項

(1) 各チームの現況報告について
特になし。

(2) その他
特になし。

9 協議事項

(1) ふれあいトークの開催について

・意見交換会について

(農業委員会との意見交換会について)

井上議員(総務・産業建設常任委員会委員長): 11月25日(金)午後1時30分より大会議室において意見交換会を行う。テーマは「未来の農業と現状の課題」について。テーマは既に農業委員会にも提案している。農業委員会からは多数の方が参加すると聞いている。

(資料に基づき意見交換会のテーマ項目の説明)

当日の開会の挨拶を議長、閉会の挨拶を副議長にお願いする。総務の委員以外の議員で参加希望があれば申し出ていただきたい。

(市民活動団体との意見交換会について)

関戸会長: 11月18日(金)午後7時から市民団体との意見交換会がある。

詳細は未定。3グループぐらいに分かれて行うことを考えている。

井上議員: ポスターやチラシは出ているが、グループワークのテーマが載っていない。テーマが分かり次第早めに教えていただきたい。

関戸会長: テーマが分かり次第報告させていただく。

(2) 議場防災訓練について

関戸会長: 前回、昨年度と同じ方法で行うと決まった。役割などを決めたほ

うがよいと考えており、例えば、傍聴者の誘導や火災発生を想定するならば消火器の準備、トイレに人がいるかの確認などの役割分担を決めて訓練に臨みたい。役割の案を作成して次回の会議で諮る。役割は人に充てるのではなく、議員が変わっても使えるように、委員長などの役に充てて設定する。

宮川議員：確認だが、訓練のための役割分担だけではなく、議会や委員会開催時の実際の役割を決めておくのも今後必要かと考えるが。

関戸会長：そういったことも含めて考える。

前回の本会議時にマイクシステムが落ちて、すぐ復旧できたのでよかったが、復旧できなかった場合、どのように運営していくのかということも決めておきたい。一番簡単なのは、再開してボイスレコーダーなどを使用する方法が簡単だと思う。もしくは、委員会室へ移動し、マイクシステムを使用する方法もある。事務局に確認だが、本会議を委員会室で行うには、規則等の変更が必要か。本会議は議場でなければならないのか。

水野議員：岩倉市議会会議規則第1条に、「議員は、召集の当日会議定刻前に議事堂に参集し・・・」とある。

関戸会長：そうなると、方法としてはボイスレコーダーを皆で回して録音するという方法になるかと思われる。

宮川議員：議事堂の定義であるが、愛知県議会のように個別の建物を議事堂と捉えれば、委員会室でも可能かと拡大解釈できるが、岩倉市の場合、8階の議場と委員会室を含めて議事堂と捉えるのであれば、規則変更までは必要ないであろうし、そうでなければ変更が必要となる。定義の在り方を確認していただきたい。

事務局：先ほど言われた会議規則第1条は、参集のことであり、その後の会議のことではなく、第1条にすべてが係るわけではないと考える。

宮川議員：過去の事例で、東北の震災の際には小学校の体育館や公園などで行われた事例もある。そのような時に備えた条例、規則の組み立ても考えていく必要がある。

谷平議員：コロナの関係で傍聴者の氏名、連絡先を記入してもらっているが、これは非常時にも役に立つと思う。

関戸議員：傍聴規則の変更になるため、審議が必要。

(3) 議会の個人情報保護に関する条例について

関戸会長：前回話題になった検察庁とのやり取りについて、中間報告をお願いします。

事務局：9月21日の議会基本条例推進協議会の中で話があった、罰則規定

に係る地方検察庁との協議についてであるが、その後9月末に地方検察庁に条例案を提出した。3週間ほどが経過するが、現在、協議の終盤にかかっており、全国市議会議長会が示しているモデルそのものの条例案であり、法律との乖離も見当たらないということで順調に進んでいる。

関戸会長：その他なにかあれば。

事務局：前回の協議会の中で回答できなかった、議会の個人情報保護条例を制定するに当たって、準則にならって施行規程を作成しているが、施行規則ではないのかとの質問に回答をさせていただく。全国市議会議長会に問い合わせたところ、同様の質問が寄せられているとのことであった。特に議会の政治倫理条例を制定する際の施行規則をどこが制定するのか、議会なのか執行機関なのかという問合わせが過去からあると聞いている。全国市議会議長会で書面にまとめたものがあるということで紹介していただいた。結論から言うと、できないという考え方である。議会は会議規則と傍聴規則があるが、これは会議規則と傍聴規則に限ったものである。根拠としては、会議規則と傍聴規則については地方自治法第120条、第130条に、議会で定めることを認める規定がある。仮に、議会に規則を定める包括的な権限があると解されるならば、このように個別に規定する必要はない。あえて傍聴規則と会議規則は地方自治法の規定に記載があることから、仮に、議会や議員に特化した条例であったとしても、当該条例に関する施行規則の制定は議会ではなく、地方自治法第15条に基づいて、根拠は長の権限で定めるべきと考える。地方自治法第15条「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。」これを根拠に長が制定すべきである。議会には規則制定権はないが、規程の制定権はあるとされている。施行規則の制定は執行機関の権限であることから、最終的に執行機関が施行規則を制定するか、議会が規程で対応するかの判断になるということであった。

関戸会長：この件について質問があれば。

黒川議員：確認であるが、規程なので議決要件にはならないということよろしいか。

事務局：そのとおりである。

関戸会長：ほかに質問や意見はあるか。

黒川議員：審査会に諮問するという条項がある。それは執行機関側の審査会になるが、議会側の条例はそれでもよいが、執行機関側の規則の定め方はどうなっているか。

事務局：執行機関には市長の附属機関として情報公開・個人情報保護審査会

がある。審査会条例という条例があり、その第2条の審査会が取り扱うべき機関に議会を加えることによって、議会で生じた個人情報保護に関する諮問事項を当該審査会に諮問することができるようになる。次回12月定例会において、審査会条例の一部改正が必要になるが、執行機関のほうで第2条を改正いただくことによって議会から諮問が可能となる。

(4)「議会サポーターの声」について

関戸会長：サポーターの声についてどのように答えていくのか、ルールの確認である。今のルールは、9月の推進協議会前から12月20日前後の推進協議会前までに議会から回答が必要なものがあれば、それを集約し、議長において回答する担当委員会を決定し、担当委員会は回答を確定させて、1月の意見交換会に間に合うように報告するものと認識している。共通認識を持っていただくためにあえて申し上げた。

梅村議員：締切りをもう一度教えてほしい。

関戸会長：本会議中の推進協議会の前までに出了されたサポーターの声について、回答を要するものはそこで締め切り、議長が割り振った担当委員会で回答を確定させ、報告していただく。それを次の意見交換会までに間に合うようにお願いするという流れで進めたい。

梅村議員：今日はどうしてサポーターの声は出していないのか。

関戸会長：回答を要するものがなかったため。

井上議員：いつも確認しながら結局サポーターの方には伝わっていないと思うが、サポーターの声について、議会の運営に関するものと定められているのに、内容に関することが多い。以前も回答に苦労した覚えがある。どこまで引き受けるのか調整をしていただきたいと思いますと思う。

関戸会長：そのとおりであるが、実際には出てきてしまうもので、出てきたものを断ることが正しい判断ではないとは思う。できる限り回答していくが、意見交換会の場で、議会に関することをとと言い続けて、改善を求めていくしかない。

宮川議員：個人的な意見だが、サポーターからの意見募集に当たって、いろんな要望が含まれるのは致し方ない。条例改正など、議会の権限に属するものは真摯に受け止めて、答える必要性はあると思うが、行政執行に関わるものは、我々がどうこう言えるものではないため、担当部局に伝え、その後は本人から直接担当課に行くか、市民の声を上げて執行機関から回答してもらおう。ちゃんとした窓口を執行機関が持っているため、そこを逸脱して我々が回答するのはおこがましいのではと思う。

須藤議員：今までは行政課へ行って回答をもらい、その回答をサポーターに

返していた。

宮川議員：執行機関に質問を投げるところまで行い、執行機関が本来答えるべきものなので、我々から発信するのではなくて、直接担当者から回答したほうがよい。

須藤議員：回答するのは議長か。

宮川議員：必要であれば執行機関の担当者から。

須藤議員：正副議長の役割ではないか。サポーターの声の回答として、執行機関のほうに行ってくださいと伝えるのは議長では。

関戸会長：今後の取扱いの話であるが、議長が判断して、行政側が回答すべきものと判断したら、そのような流れにするということで、皆さんで合意できるか。

井上議員：10月18日のサポーターとの意見交換会の際も、請願に対する具体的なことを質問されて返答に困った。請願の内容のことを述べられたりしていた。

関戸会長：経緯を説明すると、統合保育園を公立運営にしてほしいという請願が不採択になったのは、残念だったという意見があった。それに対して、紹介議員が正確に経緯を説明し、その後、反対した議員が反対理由を説明した。特に問題はなかったと思うが、意見があれば。

梅村議員：発言した人ではなく、ほかの人が、内容が分からないのでどういう内容か知りたいとの意見だったため、賛成・反対の意見を紹介したという流れであった。

梶谷議員：そのことは何も問題もなかったと思う。

関戸会長：あくまでも意見で質問ではなかったと思う。

井上議員：似たようなことで今後、サポーターからの質問ということで声が出てくる場合も考えられ、そのようなところに踏み込んでいくのか。

関戸会長：議長判断で適切に対処していく。

堀議員：先ほどの宮川議員の意見が腑に落ちない。執行機関に属する権限と議会に属する権限で、市民の方からの提案に対して、執行機関に聞くのはいいが、議会に対して意見を言っているのであるから、議会としてどう考えるのか回答してほしいということではないのか。

宮川議員：相手がどういう趣旨で質問されたのかをしんしゃくした上で、どちらがどういう回答をするかを定めるべき。一番困るのは、質問された方がどこからも回答が出てこないことだと思う。議員としてちゃんと判断し、説明することは当然必要で、会議体以外でも個人的に質問されることは多々ある。自分で即回答できないことは確認を取った上で回答する。その一連の流れの中で、どこで区切るのかを考えなければいけない。なおか

つ、質問されたら全部受け流すというつもりはなく、執行機関に委ねて、回答してもらったほうが相手にとって分かりやすいものと、我々が聞いて納得した上で相手に回答するほうが伝えやすいものは自然的に出てくると思う。そういうことを含めてどこがどういう回答するのかを決めていく必要がある。議長に全て任せるのが正しいのか、こういうところで割り振ることがいいのかは決めればいい話だと思うが、要は、できるだけ早く、正確な回答を出すための方策みたいなものを我々は考えなければいけないのではないかという趣旨での発言である。誤解を招いたのであればお詫びをする。

関戸会長：質問の内容によるということで、臨機応変に進めていく。

(5) 今後の予定（行政視察等）について

関戸会長：（資料に基づいて行政視察等の日程を説明）

10月22日（土）午前10時からのサポーターとの意見交換会について、参加するサポーターの人数は9人。新人の方が6人。継続の方は3人。

準備の都合があるため、視察対応の欠席をする議員は事務局に連絡を。

木村議員：前回か前々回に、何人かの議員が言ったと思うが、議会改革についての視察の受入れについては、来たもの全て受け入れるという姿勢で臨んでいくのでいいのか。コロナの関係はまだ何とも言えないが、感染者数は関東で増えてきている。我々としてもなるべく近場でとやってきている中で本当にいいのかと少し感じる。今のまま受入れていくということでもいいのか。

関戸会長：受入れに関する提言である。今は月曜と金曜以外で、本会議の前後1週間を除き、1日1件というルールで受入れをしている。12月は入らず、1月以降2月中旬くらいまで入る。

宮川議員：受入れ側の我々は一定のルール、緊急事態宣言の圏内だとか、愛知県、岩倉市の状況等によって基準は明確に定めている。来る側が、我々としては性善説に立って受けているが、向こうの状況もあるし、そういう向こうが来るものに対して一定のルールを考えておく必要がある。それと密度の問題かなと考えている。

木村議員：ルールに基づいてやっていくなら、それはそれでいいが、例えばこちらの議員の負担もあるため、5人ずつで対応するとか、3チームに増やすとか。実りある視察になっているのかなという感じがある。こちら側の議員の力量を上げるということであればもう少し少人数の対応でもいいのでは。

関戸会長：3チームに分けると回数が1回減るということ。今決まっている

もの以降、3チームに変えて対応していくということによいか。

木村議員：例えば、11月までで一旦ストップするため、その後から3チームにしてはどうかと思う。

関戸会長：1月以降、3チームに変えて対応する。チームは11月の推進協議会で報告する。

(音声不明瞭)

宮川議員：少人数にするのは構わないが、以前、ある隣町から視察が来た時に、正副議長、正副の議運委員長も含めて、1会派しか出ていなかった。相手が求めているものは議会改革とは、ということで、相手は納得して帰られたが、傍聴していて、1会派のため意見が偏っていたと思う。そういうことがないようにバランスを考えるべきかと思う。

関戸会長：期数と会派を考慮してチームを分ける。

梅村議員：視察対応してくださいという日程の連絡はどのように通知が入る仕組みになっているのか。この会議で初めて知ることになるのか。

関戸会長：その流れになっている。決まり次第LINEなどで送るほうがよいか。

梅村議員：早めのほうがありがたい。変更などがあった場合も早めに知らせてほしい。

関戸会長：決まり次第LINEワークスでお知らせする。

(6) その他

特になし。

10 その他

事務局：個人情報保護条例の関係で黒川議員より質問があった諮問に関することについて、補足させていただきたい点があるため発言させていただく。

現在は、議会に対する不服申立て等があれば、情報公開・個人情報保護審査会に諮問している。先ほど申し上げた審査会条例第2条に審査会の所掌する事項が載っている。「岩倉市情報公開条例第13条第1項及び岩倉市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問に係る答申をすること。」これが審査会の所掌事項になっており、こちらに基づいて議会に対する不服申立て等に関しては審査会に諮問をしている。令和5年4月1日に個人情報保護条例が廃止され、個人情報保護法に一元化される。そこで、個人情報保護法には今まで含まれていた議会が除外されてしまうため、除外された議会をどこかで補完しなければならなくなる。そういったところでこれまでと同様に審査会に諮問するためには、先ほど申し上げた、岩倉

市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正で補完することになる。
関戸会長：ほかに何かあれば。

私のほうから一つ、ふれあいトーク記録書（岩倉市商工会との意見交換会）を読んでいただいて、間違い等があればご指摘いただきたい。できるだけ早い段階で事務局のほうにお知らせいただきたい。